

令和元年度施策に関する事後評価書（案）
（モニタリング評価対象施策）

令和元年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R2-3)

施策名	2-1 オゾン層の保護・回復					
施策の概要	オゾン層の状況の監視を行い、オゾン層破壊物質の生産・消費規定、排出抑制対策を実施し、さらにフロン類の回収・破壊を推進する。					
達成すべき目標	オゾン層破壊物質の生産・消費量の削減、既に使用されているオゾン層破壊物質の大気への放出を抑制することにより、オゾン層の保護・回復を図り、有害紫外線による人の健康や生態系への悪影響を軽減する。					
施策の予算額・執行額等	区分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	234	254	258	312
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	234	254	258	-
	執行額(百万円)	215	240	240	-	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	ハイドロクロロフルオロカーボン(HCF C)消費量(ODPt)(※) (※)Ozon Depletion Potential:オゾン層を破壊する力を定数値化した値。オゾン破壊係数。	基準値	実績値					目標値	達成
		H元年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	-
		5,562	255	202	178	156	-	0	-
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-
	PRTRによるオゾン層破壊物質の排出量のODP換算値(ODPt)	基準値	実績値					目標値	達成
		-	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	-	○
		-	2,859	2,675	2,488	-	-	減少傾向維持	○
		年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-
	業務用冷凍空調機器からの廃棄時等のフロン類回収率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		-	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R12年度	-
-		38	39	38	39	-	70	-	
年度ごとの目標		-	-	-	-	-	-	-	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) ○モニトリオール議定書に基づく削減計画では、HCFCの消費量は2016年時点で基準年の90%減とすることとなっているところ、我が国は2018年時点で97%以上の削減を達成している。 ○オゾン層破壊物質の排出量は、オゾン層保護法等の着実な施行により、PRTR開始時(平成13年度)から平成29年度までに約7割減少しているが、南極域のオゾン層は依然として深刻な状況にあり、引き続き対策を講ずる必要がある。 ○平成14年から施行されたフロン回収・破壊法(現「フロン排出抑制法」)によりフロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体の包括的な規制を開始したところであるが、機器廃棄時のフロン類の回収率は10年以上3割程度に低迷し、直近でも4割弱に止まっている。こうした状況をふまえ、令和元年度に同法を改正し、機器廃棄時のフロン類の回収が確実に行われる仕組みとする等、フロン類対策を強化している。フロン排出抑制法を着実に施行し、引き続きフロン類の回収量の増加に努め、地球温暖化対策計画に掲げた回収率7割という目標を令和12年度までに達成する必要がある。
	施策の分析	
	次期目標等への反映の方向性	

学識経験を有する者の知見の活用	○中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会と産業構造審議会フロン類等対策WGの合同会議等において、フロン類対策のフォローアップについて議論をいただいた。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局名	地球環境局 フロン対策室	作成責任者名 (※記入は任意)	倉谷 英和	政策評価実施時期	令和2年9月
-------	-----------------	--------------------	-------	----------	--------

令和元年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R2-4)

施策名	2-2 地球環境保全に関する国際連携・協力				
施策の概要	環境保全に関する主要国際会議への対応をはじめ、二国間、地域、多国間の全てのフェーズで、あらゆるチャネルでの対話を通じた重層的な環境外交を展開する。				
達成すべき目標	環境保全に関する世界的な枠組みづくりやルール形成等に積極的に貢献するとともに、アジアを始めとする各国及び国際機関との連携協力を進め、世界の環境政策を牽引する。				
施策の予算額・執行額等	区分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
	当初予算(a)	891	892	1,180	1,412
	補正予算(b)	-	-	-	-
	繰越し等(c)	-	▲ 41	▲ 74	-
	合計(a+b+c)	891	892	1,106	-
執行額(百万円)	871	853	1,041	-	
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> 第5次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定) 地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定) 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号) 				

測定指標	多国間協力案件数	基準値	実績値					目標値	達成
			H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度		
			74	66	69	68	66		-
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	二国間協力案件数	基準値	実績値					目標値	達成
			H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度		
		146	136	134	161	155		-	
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-			

評価結果	目標達成度合いの測定結果 (判断根拠)	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
		<p>【多国間協力】</p> <p>○持続可能な開発目標(SDGs)の実施 SDGsの国内における理解の浸透と取組の促進のため、国の役割として、多様なステークホルダーにおける先進的な取組を共有する場として平成28年に設置したステークホルダーズ・ミーティングを、令和元年度にも2回開催し、各回約150名程度の参加者と、SDGsに取り組む先進的な企業・自治体等の事例を共有するとともに、関係者のネットワーク強化にも取り組んだ。また、国連ハイレベル政治フォーラム(HLPF)において、内閣府、外務省、国連大学サステイナビリティ高等研究所(UNU-IAS)、地球環境戦略研究機関(IGES)との共催、ブータン政府、コスタリカ政府、日本国政府、地球環境ファシリティ・小規模無償プログラム(GEF、SGP)、地球環境戦略研究機関(IGES)、生物多様性条約事務局(SCBD)、国連開発計画(UNDP)、国連大学サステイナビリティ高等研究所(UNU-IAS)との共催により2つのサイドイベントを開催した。これらのサイドイベントにおいて、ステークホルダーズ・ミーティングで取り上げた我が国の先進的なSDGsの取組を発信するなど、国内と国外の動きを連動させている。</p> <p>○「環境」と「貿易」等の進捗 二国間・多国間の経済連携協定(EPA)/自由貿易協定(FTA)等の協定においては、必要に応じて持続可能な開発や環境保全に関する規定を盛り込んでいく。</p> <p>○G7メッス環境大臣会合及びG7ピアリッツサミット、G20持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合及びG20大阪サミットにおいて、気候変動や資源効率、海洋ごみ、SDGsなどの環境分野に関する各国のコミットを盛り込んだコミュニケや成果文書の取りまとめに、我が国としても積極的に議論に関わることで、世界の環境政策を前進させることに貢献した。</p> <p>○COP25 2019年12月にマドリドで開催されたCOP25では、主に市場メカニズムの実施指針の交渉が一つの焦点となった。我が国は、160件超のプロジェクト実績があるJCMの経験も活かし、排出削減の二重計上防止と環境十全性の確保を訴え、市場メカニズムの実施ルールに関する交渉を主導した。小泉進次郎環境大臣は各国大臣や国連事務総長、条約事務局長等と36回を超えるハイレベルのバイ会談を行うなど精力的に交渉を行った。</p> <p>○TEMM 地球環境保全に関して、2015年4月に開催した17回日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM17)において、今後5年間(2015年-2019年)に三カ国が協力して実施する「環境協力に係る日中韓三カ国共同行動計画」を採択した。具体的には、PM2.5をはじめとする大気汚染や、海洋ごみの問題等が三カ国で取り組むべき課題となっており、大気環境改善分野における二つのワーキンググループの新設、及び海洋ごみに関するワークショップの開催等を決定した。2019年11月に開催されたTEMM21では、これまでの三カ国の環境協力を振り返り、三カ国の環境協力における最近の進展を確認するとともに、次期共同行動計画(2020-2024)に向けた新たな優先分野の設定に合意した。</p> <p>○持続可能な都市に関するハイレベルセミナー(SDGsハイレベルセミナー) アジア全域の主要都市では、都市化が進展し、公害等の環境問題が発生し、エネルギー消費が増大する傾向にあり、その持続性の確保が共通の課題となっている。このような状況下、平成28年3月の環境的に持続可能な都市ハイレベルセミナーにおいて、「環境的に持続可能な都市(ESG)」の実現に向けた活動を拡充することに合意した。これに基づき、平成30年3月に、カンボジア・シエムリアップで開催されたセミナーでは、アジアの都市がいかにSDGsを取り込んで実施していくかを議論、また平成31年1月には、インドネシア・バリで喫緊のアジアの課題のひとつである海洋プラスチックごみ問題を含む課題への取組についての議論と、本活動の各都市の取組成果が共有された。(平成31年度はフィリピン開催が予定されていたがCOVID19のため延期となり、令和2年12月～令和3年1月頃に開催予定)</p>	

	<p>【二国間協力】</p> <p>○フランス 2019年10月には、フランス環境連帯移行省(MTES)との間で、「低炭素で環境に優しい社会を構築するための二国間連携に関する協力覚書」に基づき、第3回年次会合を開催した。会合では、気候変動対策、生物多様性、海洋プラスチックごみ等について、両国の政策や課題、二国間連携の進捗状況について意見交換を行い、今後の更なる連携協力について合意した。</p> <p>○アジア各国 2019年4月に「第5回日本・シンガポール環境政策対話」、2020年1月に「第2回日本・タイ環境政策対話」、2020年2月に「第3回日本・ミャンマー環境政策対話」及び「第13回日本・モンゴル環境政策対話」を実施し、気候変動、大気汚染、廃棄物等を中心に政策の共有及び意見交換を行うとともに、更なる協力の強化を確認した。</p>				
施策の分析					
次期目標等への反映の方向性					
学識経験を有する者の知見の活用	<p>○各分野における第一人者や学識経験者等が参画し、新たな取組の原動力とするためのアイデア等を得る場として設置したステークホルダーズ・ミーティングにおいて、SDGsの国内における普及促進のため、多様なステークホルダーにおける取組を共有している。</p> <p>○学識経験者のIPCC関連会合への派遣の実施、及び各種報告書執筆者による国内連絡会や、関連分科会等の開催を行い、知見の活用を行っている。</p>				
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-				
担当部局名	地球環境局 国際連携課 脱炭素化イノベーション 研究調査室 国際地球温暖化対策 担当参事官室 国際協力・環境インフラ 室	作成責任者名 (※記入は任意)	大井通博 中島恵理 辻原浩 杉本留三	政策評価実施時期	令和2年9月

令和元年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R2-5)

施策名	2-3 地球環境保全に関する調査研究				
施策の概要	国内外の研究機関とのネットワーク構築等を通じ、地球環境分野のモニタリングや調査研究を推進する。				
達成すべき目標	地球環境保全の基盤となる知見、技術、データ、情報を獲得するとともに、途上国等へその知見等を展開・共有し、地球環境問題の解決に貢献する。				
施策の予算額・執行額等	区分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
	当初予算(a)	986	997	1,874	1,959
	補正予算(b)	-	-	5,000	-
	繰越し等(c)	-	-	▲5000	-
	合計(a+b+c)	986	997	1,874	-
執行額(百万円)	986	984	1,676	-	-
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動適応法(平成30年法律第50号) ・気候変動適応計画(平成30年11月27日閣議決定) ・地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定) ・宇宙基本計画(令和2年6月30日閣議決定) 				

測定指標	地球環境保全試験研究費による業務終了翌年度に実施する事後評価(5点満点)で4点以上を獲得した課題数(4点以上の課題数/全評価対象課題数)の過去5年間の平均	基準値	実績値					目標値	達成
		-	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	-	○
	-	71% (10/14)	50% (7/14)	63% (10/16)	64% (9/14)	67% (8/12)	60%以上		
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	
各種成果の政府計画、施策、国際協力、普及啓発等への活用	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
	-	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	-	X	
	-	各種成果を「気候変動の影響への適応計画」の策定等に活用	COP22交渉、長期低炭素ビジョンの取りまとめ及び適応計画中間取りまとめ等に活用	各種成果を、「気候変動適応法案」の策定等に活用	各種成果を、「気候変動適応計画」の策定等に活用	各種成果を、「気候変動適応計画」の策定等に活用	-		
年度ごとの目標	成果の施策への活用	成果の施策への活用	成果の施策への活用	成果の施策への活用	成果の施策への活用	成果の施策への活用	-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) ○地球環境保全試験研究費について、外部有識者により構成される評価委員会が業務終了翌年度に実施する事後評価(5点満点)において、4点以上を獲得した研究開発課題数(4点以上の課題数/全評価対象課題数)の過去5年間の平均を実績値として、目標達成度を測定している。平成27年度～令和元年度の平均は63%(44/70)で目標は達成された。平成28年度実績値については50%と、目標の60%をやや下回った。 ○各種研究調査の推進・成果等の情報提供の進捗状況については、得られたデータや知見等について、「気候変動適応計画」の策定、IPCCの各種報告書、COP25における交渉等に活用されており、施策の目標は達成されている。
	施策の分析	
	次期目標等への反映の方向性	

学識経験を有する者の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> ○地球環境保全試験研究については、その採択審査、中間評価及び事後評価において学識経験を有する外部評価委員の知見を活用しながら審査を実施し、その審査結果を踏まえ、当該制度を運用している。 ○IGESの運営に際しては、内外の学識経験者からなる評議員会での審議等により、外部有識者の知見を活用しつつ、適切に行っている。 ○APNの公募プロジェクトの審査には、外部評価者を活用することで公正な評価を行っている。 ○専門家によるGOSAT-2サイエンスチーム(令和元年度実績:4回開催)での議論をGOSATの運用に反映させている。 ○有識者によるGOSAT-GW温室効果ガス観測ミッション有識者会議(令和元年度実績:計3回開催)での議論をGOSAT-GWの開発に反映させている。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局名	地球環境局 脱炭素化イノベーション 研究調査室	作成責任者名 (※記入は任意)	中島惠理	政策評価実施時期	令和2年9月
-------	-------------------------------	--------------------	------	----------	--------

令和元年度実施施策に係る政策評価書

別紙 2

(環境R1-⑦)

施策名	目標3-1 大気環境の保全（酸性雨・黄砂対策含む）				
施策の概要	固定発生源及び自動車等からの排出ガスによる大気汚染に関し、大気汚染に係る環境基準等の達成状況の改善を図り、大気環境を保全する。また、酸性雨や黄砂等の広域大気汚染の影響を含む大気環境の状況をよりの確に把握するため、人の健康の保護と生活環境の保全の基礎となる評価・監視体制の整備、科学的知見の充実等を進める。				
達成すべき目標	大気汚染に係る環境基準達成率の向上、降水酸性度の減少等を図り、大気環境の保全を図る。				
施策の予算額・執行額等	区分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
	予算の状況（百万円）				
	当初予算（a）	2,189	2,294	2,301	2,258
	補正予算（b）	0	0	162	0
	繰越し等（c）	0	0	▲162	
合計（a+b+c）	2,189	2,294	2,301		
執行額（百万円）	2,088	2,207	2,196		
施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○第5次環境基本計画（平成30年4月17日閣議決定） ○自動車NOx・PM総量削減基本方針（平成23年3月25日閣議決定）				

測定指標	基準値	実績値					目標値	達成	
		年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度			R元年度
全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率（%）	年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	年度	△	
	-	別紙のとおり					-		100
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-		-
全国の自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率（%）	基準	実績値					目標	達成	
	年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	年度	△	
	-	別紙のとおり					-		100
年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-		
大都市地域における自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率（%）	基準	実績値					目標	達成	
	年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	年度	△	
	-	別紙のとおり					-		100
年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-		
我が国の降水中pHの加重平均値	基準	実績値					目標	達成	
	年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	年度	×	
	-	4.78	4.84	4.84	4.88	-	5.6		
年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-		
アスベスト大気濃度調査において、10本/L未満で石綿が検出された地点数の割合。（%）	基準	実績値					目標	達成	
	年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	年度	○	
	-	100	100	100	100	100	100		
年度ごとの目標	-	-	-	100	100	-	-		
全国の継続測定地点における水銀の指針値達成率（%）	基準	実績値					目標	達成	
	年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	年度	○	
	-	100	100	100	100	-	100		
年度ごとの目標	-	100	100	100	100	-	-		

評価結果	（各行政機関共通区分）	相当程度進展あり
	目標達成度合いの測定結果 （判断根拠）	<p>○全国の大気環境基準の達成状況については、光化学オキシダントの環境基準達成率が依然として極めて低いが、微小粒子状物質（PM2.5）の環境基準達成率は近年改善傾向がみられる。特に平成30年度は一般局及び自排局共に初めて90%を超えた。その他の大気汚染物質については、概ね高い達成率で横ばいになっている。</p> <p>○自動車NOx・PM法対策地域内の二酸化窒素の平成30年度の環境基準達成率は、一般局で100%、自排局で99.5%（平成29年度達成率：一般局100%、自排局：99.5%）であり、近年達成又はほぼ達成となっている。また、浮遊粒子状物質の平成30年度の環境基準達成率は、前年度と同様、一般局、自排局ともに100%であり、近年達成又はほぼ達成となっている。</p> <p>○建築物解体現場等39地点において石綿による大気汚染の状況を調査したが、石綿濃度が10本/Lを超えた地点はなかった。</p> <p>○全国の継続測定209地点において水銀の指針値を超過する地点はなかった。</p> <p>○我が国の降水のpHは依然4.7~4.9の間で推移しており、引き続き酸性化した状態にある。</p>

	施策の分析				
	次期目標等への反映の方向性				
学識経験を有する者の知見の活用	<p>○国内のPM2.5対策については、平成27年3月に中央環境審議会大気・騒音振動部会微小粒子状物質等専門委員会において中間取りまとめが行われた。また、平成31年3月の同専門委員会において、2018年から2020年の3年間におけるPM2.5対策に係る検討・実施スケジュールが作成された。</p> <p>○平成29年3月に中央環境審議会大気・騒音振動部会自動車排出ガス総合対策小委員会において、総量削減基本方針の中間目標の達成状況及び施策進捗状況の点検評価（中間レビュー）取りまとめが行われた。</p> <p>○国内の光化学オキシダント対策については、令和元年9月の中央環境審議会大気・騒音振動部会微小粒子状物質等専門委員会において、2018年から2020年の3年間における光化学オキシダント対策に係る検討スケジュールが作成された。</p>				
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○各年度 大気汚染状況報告書（環境省）</p> <p>○越境大気汚染・酸性雨長期モニタリング計画（環境省 平成14年3月策定・31年3月改訂）</p>				
担当部局名	総務課 大気環境課 環境管理技術室 自動車環境対策課	作成責任者名	小森 繁 （総務課長・自動車環境対策課長） 長坂 雄一（大気環境課長） 平澤 崇裕（環境管理技術室長）	政策評価実施時期	令和2年9月

①全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]

ア. 二酸化いおう(SO₂) エ. 二酸化窒素(NO₂) キ. トリクロロエチレン コ. 微小粒子状物質(PM2.5)
 イ. 一酸化炭素(CO) オ. 光化学オキシダント(Ox) ク. テトラクロロエチレン
 ウ. 浮遊粒子状物質(SPM) カ. ベンゼン ケ. ジクロロメタン

②全国の自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]

ア. 二酸化窒素(NO₂) ウ. 光化学オキシダント(Ox) オ. 一酸化炭素(CO)
 イ. 浮遊粒子状物質(SPM) エ. 二酸化いおう(SO₂) カ. 微小粒子状物質(PM2.5)

③大都市地域における自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]

ア. 二酸化窒素(NO₂) イ. 浮遊粒子状物質(SPM)

年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	目標年	目標値	
①ア	99.7	99.6	99.9	100	99.8	99.9	-	100	
	イ	100	100	100	100	100	-	100	
	ウ	97.3	99.7	99.6	100	99.8	99.8	-	100
	エ	100	100	100	100	100	100	-	100
	オ	0.3	0	0	0.1	0	0.1	-	100
	カ	99.8	100	100	99.8	100	100	-	100
	キ	100	100	100	100	100	100	-	100
	ク	100	100	100	100	100	100	-	100
	ケ	100	100	100	100	100	100	-	100
	コ	16.1	37.8	74.5	88.7	89.9	93.5	-	100
②ア	99	99.5	99.8	99.7	99.7	99.7	-	100	
	イ	94.7	100	99.7	100	100	100	-	100
	ウ	0	3.6	0	0	0	0	-	100
	エ	100	100	100	100	100	100	-	100
	オ	100	100	100	100	100	100	-	100
③ア	13.3	25.8	58.4	88.3	86.2	93.1	-	100	
	98.6	99.1	99.5	99.5	99.5	99.5	-	100	
イ	92.3	100	99.5	100	100	100	-	100	

令和元年度実施施策に係る政策評価書

別紙2
(環境省R1-⑧)

施策名	目標3-2 大気生活環境の保全					
施策の概要	騒音・振動・悪臭の防止対策やヒートアイランド対策による大気生活環境の保全					
達成すべき目標	騒音・振動・悪臭の発生防止や、ヒートアイランド問題の改善により、良好な生活環境を保全する。					
施策の予算額・執行額等	区分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	150	154	182	186
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	150	154	182	
執行額(百万円)	153	149	178			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定) ○気候変動適応計画(平成30年11月27日閣議決定)					

測定指標	騒音に係る環境基準達成率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	年度	×
		-	85.7	85.7	89.7	89.4	-	100	
	年度ごとの目標値		-					-	
	騒音に係る環境基準達成状況(道路に面する地域)(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	-	△
		-	93.6	93.9	93.9	94.3	-	100	
	年度ごとの目標値		-					-	
	航空機騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース)(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	年度	×
		-	79.8	79.5	80.5	81.4	0-	100	
	年度ごとの目標値		-					-	
	新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース)(%)	基準	実績値					目標	達成
		年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	年度	×
		-	53.5	50.1	56.2	56.7	-	100	
	年度ごとの目標		-					-	
	振動に係る全国の苦情件数(件)	基準	実績値					目標	達成
		年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	年度	-
		-	3,011	3,252	3,229	3,399	-	-	
	年度ごとの目標		-					-	
悪臭に係る全国の苦情件数(件)	基準	実績値					目標	達成	
	年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	年度	-	
	-	12,959	12,624	12,025	12,573	-	-		
年度ごとの目標		-					-		
熱中症予防サイトの閲覧数(アクセス件数:万件)	基準	実績値					目標	達成	
	年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	年度	-	
	-	1,300	1,150	1,200	3,000	2,900	-		
年度ごとの目標		-					-		
暑熱環境測定結果提供機関数(施設)	基準	実績値					目標	達成	
	年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	年度	-	
	-	-	-	24	24	27	-		
年度ごとの目標		-					-		

評価結果	(各行政機関共通区分) 進展が大きくない				
	(判断根拠)				
	<p>○騒音に係る環境基準の達成状況は、各年度での測定件数の違い等を考慮する必要があるものの、近年は緩やかな改善傾向にあり、平成30年度の環境基準の達成状況は89.4%となっている。</p> <p>○自動車騒音に関する環境基準について、道路に面する地域における平成30年度の環境基準の達成状況は、94.3%となっている。</p> <p>○航空機騒音については、各年度での測定件数の違い等を考慮する必要があるものの、近年緩やかな改善傾向にあり、平成30年度の環境基準達成状況は81.4%となっている。</p> <p>○新幹線鉄道騒音については、各年度での測定件数の違い等を考慮する必要があるものの、近年は横ばい傾向にあり、平成30年度の環境基準達成状況は56.7%となっている。</p> <p>○振動に関する苦情件数は、近年横ばい傾向にあり、平成30年度は前年よりやや増加した。</p> <p>○悪臭に関する苦情件数は、14年連続で減少傾向であったが、平成30年度は増加した。</p> <p>○ヒートアイランド対策については、熱中症予防情報サイトのアクセス数は酷暑であった前年度とほぼ同程度となっている。</p> <p>○検討の結果、令和2年度より暑さ指数(WBGT)の認知度を測定指標とすることが妥当であるとの結論に達した。</p> <p>○暑熱環境測定結果提供機関数については、前年度より3施設増加した。</p>				
施策の分析					
次期目標等への反映の方向性					
学識経験を有する者の知見の活用	「騒音・低周波音問題への対応及び実態調査検討会」、「鉄道騒音の評価に係る検討会」、「悪臭公害防止強化対策に関する検討会」、「新幹線鉄道騒音対策に関する検討委員会」等を開催し、学識経験を有する者のご意見を伺いながら検討を行った。				
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	各年度 騒音規制法施行状況調査（環境省） 各年度 振動規制法施行状況調査（環境省） 各年度 悪臭防止法施行状況調査（環境省） 各年度 自動車交通騒音実態調査報告（環境省）				
担当部局名	大気生活環境室 環境管理技術室 自動車環境対策課	作成責任者名 (※記入は任意)	東 利博（大気生活環境室長） 平澤 崇裕（環境管理技術室長） 小森 繁（自動車環境対策課長）	政策評価実施時期	令和2年9月

令和元年度実施施策に係る政策評価書

別紙2
(環境省R1-9)

施策名	目標3-3 水環境の保全(海洋環境の保全を含む)				
施策の概要	水質汚濁に係る環境基準等の目標を設定して、その達成状況の改善を図るとともに、適切な地下水管理を推進し、健全な水循環の確保に向けた取組を推進する。また、海洋環境の保全に向けて国際的な連携の下、国内における廃棄物の海洋投棄の規制等による海洋汚染の防止を図る。更に、海洋ごみ対策について、海岸漂着物処理推進法に基づく回収・処理、国内での廃棄物の適正処理等の推進による陸域等からの海洋ごみの発生抑制、海洋ごみの実態把握のための調査研究、国際的連携等に取り組む。				
達成すべき目標	水質汚濁に係る環境基準達成率の向上等により、健全な水循環の確保を目指す。また、廃棄物の海洋投棄の規制等により、海洋環境の保全を図る。				
施策の予算額・執行額等	区分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
	当初予算(a)	2,911	2,716	5,558	6,209
	補正予算(b)	2,709	3,099	0	0
	繰越し等(c)	▲ 58	▲ 362	0	/
	合計(a+b+c)	5,562	5,453	5,558	
執行額(百万円)	5,404	5,242	4,576		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定) 水循環基本計画(平成27年7月10日閣議決定) 瀬戸内海環境保全基本計画(平成27年2月27日閣議決定) 海岸漂着物処理推進法に基づく基本的な方針(令和元年5月31日閣議決定)				

測定指標	1 公共用水域における水質環境基準の達成率(健康項目)(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	年度	
		-	99.1	99.2	99.2	99.1	-	100	△
	年度ごとの目標	/	-	-	-	-	-	/	
2 公共用水域における水質環境基準の達成率(生活環境項目BOD/COD)(%)	基準	実績値					目標	達成	
	年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	年度		
	(河川)	95.8	95.2	94.0	94.6	-	100	×	
	(湖沼)	58.7	56.7	53.2	54.3	-	100		
	(海域)	81.1	79.8	78.6	79.2	-	100		
全体	90.3	90.3	89.0	89.6	-	100			
年度ごとの目標	/	-	-	-	-	-	/		
3 地下水における水質環境基準の達成率(%)	基準値	実績値					目標値	達成	
	年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	年度		
	-	94.2	93.9	94.5	94.4	-	100	△	
年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/		
4 閉鎖性海域における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全りん)等	基準値	実績値					目標値	達成	
	-	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	年度		
	-	別紙のとおり					100	×	
年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/		
5 地盤沈下監視を実施した地域の内、2cm/年を超える沈下が発生していない地域の割合について100%を目指す。	基準値	実績値					目標値	達成	
	年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	年度		
	-	82.4	93.1	100	77.4	-	100	×	
年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/		
6 陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量(万トン)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
	年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	年度		
	180以下	64	59	12	0	0	180以下	○	
年度ごとの目標	/	-	-	-	-	-	/		

評価結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり
	(判断根拠)
	<p>○健康項目全体(27項目)の環境基準達成率(平成30年度)は99.1%で、主要な測定指標はほぼ目標値に近い。なお、基準値超過の主な原因は、自然由来が最も多い。</p> <p>○生活環境項目(BOD/COD)の環境基準達成率(平成30年度)については、河川は94.6%、湖沼は54.3%、海域は79.2%、全体89.6%であり、河川についてはほとんどの地点で環境基準を達成しており、概ね目標値に近いものの、湖沼については依然として達成率が低い状況にある。</p> <p>○地下水の環境基準達成率(平成30年度)は94.4%と概ね目標値に近い。</p> <p>○閉鎖性海域における窒素及びりん環境基準達成率(平成30年度)は、東京湾100%、伊勢湾85.7%、大阪湾100%、瀬戸内海(大阪湾を除く)96.5%であり、窒素及びりんが総量削減の対象項目として追加された平成13年度(東京湾50%、伊勢湾57%、大阪湾33%、瀬戸内海(大阪湾を除く)98%)と比べて着実に改善してきている。</p> <p>○赤潮発生件数については、人為的な要因によらず発生することもあり、発生件数をゼロにすることは困難であるが、近年は横ばい傾向となっており、最も件数の多い時期(例えば瀬戸内海では昭和51年度に299件発生)に比較すれば減少している(瀬戸内海では平成30年度に82件発生)。</p> <p>○地盤沈下監視(のための水準測量)が実施された地域が毎年異なるため、実績値は年によって変動するものの、平成30年度は77%と例年と比べ達成率が低く、依然として地盤沈下が生じている地域がみられる。</p> <p>○陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量については減少傾向にあり、平成30年度も目標を達成した。</p>
施策の分析	
次期目標等への反映の方向性	

学識経験を有する者の知見の活用	<p>○中央環境審議会水環境部会瀬戸内海環境保全小委員会において、「瀬戸内海における今後の環境保全の方策の在り方について」審議され、令和2年3月に答申がなされた。</p> <p>○有明海・八代海等総合調査評価委員会及び二つの小委員会において、有明海・八代海等の再生に向けた評価について検討を行った。</p> <p>○法に基づく海岸漂着物対策専門家会議において、平成30年6月の海岸漂着物処理推進法改正を踏まえた基本的な方針の変更について議論し、必要な対応について、検討を行った。</p>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	公共用水域水質測定結果(環境省)、地下水質測定結果(環境省)、全国の地盤沈下地域の概況(環境省)
---------------------------	--

担当部局名	水環境課 閉鎖性海域対策室 海洋環境室 地下水・地盤環境室	作成責任者名 (※記入は任意)	筒井 誠二(水環境課長) 行木 美弥(閉鎖性海域対策室長) 山下 信(海洋環境室長) 新田 晃(地下水・地盤環境室長)	政策評価実施時期	令和2年9月
-------	--	--------------------	--	----------	--------

4 閉鎖性海域における水質環境基準の達成率（COD、全窒素、全りん）等

別紙

瀬戸内海（大阪湾を除く）における水質環境基準の達成率（%）（上段：COD、下段：全窒素・全りん）	基準値	実績値					目標値
	年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	年度
	-	76.7 96.5	74.3 98.2	74.3 96.5	72.3 96.5	-	100 100
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	
大阪湾における水質環境基準の達成率（%）（上段：COD、下段：全窒素・全りん）	基準値	実績値					目標値
	年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	年度
	-	75.0 100	75.0 100	66.7 100	66.7 100	-	100 100
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	
東京湾における水質環境基準の達成率（%）（上段：COD、下段：全窒素・全りん）	基準値	実績値					目標値
	年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	年度
	-	63.2 66.7	63.2 100	63.2 66.7	63.2 100	-	100 100
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	
伊勢湾における水質環境基準の達成率（%）（上段：COD、下段：全窒素・全りん）	基準値	実績値					目標値
	年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	年度
	-	68.8 71.4	62.5 85.7	43.8 85.7	50.0 85.7	-	100 100
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	
赤潮の発生件数[件] （瀬戸内海/有明海/八代海）	基準値	実績値					目標値
	年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	年度
	-	80/35/25	78/39/19	71/38/13	82/33/13	-	-
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	

令和元年度実施施策に係る政策評価書

別紙 2

(環境省R1-⑩)

施策名	目標3-4 土壤環境の保全								
施策の概要	<p>○市街地等土壤汚染対策については、土壤汚染による人の健康被害の防止のために、土壤汚染対策法に基づき、環境リスクの適切な管理を確保する。</p> <p>○ダイオキシン類については、ダイオキシン類土壤汚染対策地域において対策事業を実施する。</p> <p>○土壤汚染対策法の目的の対象となっていない生活環境、農作物を含めた植物、生態系の保全について、実態把握を進め、土壤汚染対策での対応について検討する。</p>								
達成すべき目標	土壤汚染による環境リスクを適切に管理し、土壤環境を保全する。								
施策の予算額・執行額等	区分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度				
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	291	314	315	298			
		補正予算(b)	0	0	0	0			
		繰越し等(c)	0	0	0				
		合計(a+b+c)	291	314	315				
執行額(百万円)	266	286	283						
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)								
測定指標	土対法第6条に規定する要措置区域における措置の実施率(%) (成果実績=措置実施区域数/要措置区域数)	基準	実績値				目標	達成	
		年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	年度	×
		-	91.5	89.3	86.1	85.6	-	100	
	年度ごとの目標	/	-	-	-	-	-	/	
	ダイオキシン類土壤汚染対策地域の対策完了率(%)	基準	実績値				目標	達成	
		年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	年度	○
-		100	100	100	100	100	100		
年度ごとの目標	/	-	-	-	-	-	/		
評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>(判断根拠)</p> <p>○施行状況調査の結果、土壤汚染対策法の適切な運用により、要措置区域における措置の実施率は85.6%(平成30年度末)であり、概ね高い達成率で横ばいとなっている。</p> <p>なお、措置の実施率の算出に用いる措置実施区域数については、平成27年度から、「措置を実施中の区域数」を追加している。</p> <p>○ダイオキシン類土壤汚染対策地域(以下「対策地域」という。)として指定された6地域全てにおいて、対策計画に基づく対策が完了しており、達成率は100%を維持している。</p>							
	施策の分析								
	次期目標等への反映の方向性								
学識経験を有する者の知見の活用	中央環境審議会土壤農業部会において、土壤環境基準及び土壤汚染対策法に基づく特定有害物質の基準の見直し等に関する事項を中心に議論がなされ、令和2年1月27日に中央環境審議会より「土壤の汚染に係る環境基準及び土壤汚染対策法に基づく特定有害物質の見直しその他法の運用に関し必要な事項について(第4次答申)」が答申された。								
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	各年度 土壤汚染対策法の施行状況及び土壤汚染調査・対策事例等に関する調査結果(環境省) 各年度 土壤汚染調査・対策手法検討調査業務(環境省) 各年度 ダイオキシン類対策特別措置法施行状況(環境省)								
担当部局名	土壤環境課	作成責任者名 (※記入は任意)	新田 晃 (土壤環境課長)	政策評価実施時期	令和2年9月				

令和元年度実施施策に係る政策評価書

別紙2
(環境省R1-⑪)

施策名	目標3-5 ダイオキシソ類・農薬対策					
施策の概要	ダイオキシソ類について、排出総量を削減し、環境基準の達成率をできる限り100%に近づける。また、農薬について農薬の使用に伴い水産動植物に著しい被害が生じることのないよう魚類等の毒性試験に基づき速やかに水産動植物の被害防止に係る農薬登録基準(水産基準)を設定する。					
達成すべき目標	ダイオキシソ類について、我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシソ類の量を削減するための計画に基づき、全ての地点で環境基準を達成する。 水産基準が未設定の農薬について、平成32年度までに全ての基準を設定する。					
施策の予算額・執行額等	区分	29年度	30年度	元年度	2年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	147	147	162	145
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	147	147	162	
執行額(百万円)	142	148	150			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)					

測定指標	1 ダイオキシソ類排出総量(g-TEQ/年)	基準値	実績値					目標値	達成
		-	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	年度	○
		-	117	112	104	115	-	-	
	年度ごとの目標値		176以下	176以下	176以下	176以下	176以下		
	2 ダイオキシソ類に係る環境基準達成率(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		-	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	年度	△
		大気	100	100	100	100	-	100	
		公共用水域(水質)	98.5	98.6	98.5	98.8	-	100	
		公共用水域(底質)	99.8	99.6	99.7	99.7	-	100	
		地下水質	100	99.6	100	100	-	100	
		土壌	100	100	100	100	-	100	
	年度ごとの目標		-	-	-	-	-		
	3 水産動植物の被害防止に係る登録基準の設定及び設定不要と評価した農薬数(累計)	基準値	実績値					目標値	達成
		-	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	○
		-	413	477	509	539	573	594	
		436	466	507	539	569			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) ○平成30年度のダイオキシソ類排出量は、総量及び事業分野別排出量とも、当面の間の目標量を下回っており、削減目標の達成が確認された。また、平成30年度の全国環境調査結果では、大気・土壌・地下水質は100%、その他も概ね環境基準を達成している。 ○水産基準について、令和元年度の目標値を達成できている。
	施策の分析	
	次期目標等への反映の方向性	

学識経験を有する者の知見の活用	○学識経験者を委員とする水産動植物登録基準設定検討会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会を開催し、審議を行った(令和元年度)。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	各年度 ダイオキシソ類の排出量の目録(排出インベントリー) 各年度 ダイオキシソ類に係る環境調査結果
---------------------------	---

担当部局名	総務課 農薬環境管理室	作成責任者名 (※記入は任意)	小森 繁(総務課長) 羽石 洋平(農薬環境管理室長)	政策評価実施時期	令和2年9月
-------	----------------	--------------------	-------------------------------	----------	--------

令和元年度実施施策に係る政策評価書

別紙 2

(環境省R1-⑫)

施策名	目標3-6 東日本大震災への対応(環境モニタリング調査)				
施策の概要	被災地及び周辺地域の基礎的な情報等を的確に把握、提供するための環境モニタリング調査等を実施する。				
達成すべき目標	被災地及び周辺地域の環境に関する基礎的な情報等を的確に把握し、情報を国民に提供することで、国民の不安解消と復旧復興に資する。				
施策の予算額・執行額等	区分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
	当初予算(a)	539	537	509	491
	補正予算(b)	0	0	0	0
	繰越し等(c)	0	0	0	0
	合計(a+b+c)	539	537	509	491
執行額(百万円)	428	427	440		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)				

測定指標	1 公共用水域放射性物質モニタリング調査結果の速報回数(回)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	年度	
		-	53	53	54	55	54	-	○
	年度ごとの目標値	-	53	53	53	55	54	-	
	2 地下水放射性物質モニタリング調査結果の公表回数(回)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	年度	
		-	4	4	4	4	4	4	○
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	
	3 被災影響海域における海洋環境関連モニタリング調査結果の公表回数(回)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	年度	
		-	1	1	1	1	1	1	○
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	
	4 アスベスト大気濃度モニタリング調査において、10本/Lを超えて石棉が検出された地点(延べ)数のうち、迅速かつ適切に自治体による事業者等への改善指導が行われた(延べ)地点数の割合。(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	年度	
		-	100	100	100	100	100	-	○(事業終了)
	年度ごとの目標値	-	100	100	100	100	100	-	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) 公共用水域や地下水、被災影響海域における海洋環境関連の放射性物質モニタリング調査等、及びアスベスト大気濃度調査等の定期的な実施により、目標通り汚染状況を的確に把握し、情報を国民に提供した。
	施策の分析	
	次期目標等への反映の方向性	

学識経験を有する者の知見の活用	水環境における放射性物質の常時監視に関する評価検討会において、前年度に実施した調査結果について評価を行った。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> 公共用水域における放射性物質モニタリング測定結果(環境省HP) 地下水質のモニタリング調査における放射性物質濃度の測定結果について(環境省HP) 被災地における海洋環境モニタリング調査結果の公表について(環境省HP) 東日本大震災アスベスト対策合同会議(環境省HP) 被災地におけるアスベスト大気濃度調査結果について(環境省HP)
---------------------------	---

担当部局名	大気環境課 水環境課 海洋環境室 地下水・地盤環境室	作成責任者名 (※記入は任意)	長坂 雄一 筒井 誠二 山下 信 新田 晃	政策評価実施時期	令和2年9月
-------	-------------------------------------	--------------------	--------------------------------	----------	--------

令和元年度実施施策に係る政策評価書

別紙 2

(環境省R1-22)

施策名	5-1.基盤的施策の実施及び国際的取組					
施策の概要	生物多様性国家戦略を始めとする自然環境保全のための政策の策定、及びそのために必要な情報の収集・整備・提供を行う。また、国際的枠組への参加等を通じて地球規模の生物多様性の保全を図る。					
達成すべき目標	生物多様性国家戦略2012-2020に基づき、各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める。また、国際的枠組への参加を通じて、自然資源の保全、地球規模の生物多様性の保全を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	1,272	1,144	1,181	1,096
		補正予算(b)	0	0	0	-
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	1,272	1,144	1,181	
	執行額(百万円)	1,231	1,067	1,107		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	生物多様性国家戦略2012-2020(平成24年9月28日閣議決定)					

測定指標	「生物多様性」の認識状況(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		H16年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R元年度	×
		30	-	-	-	-	52	75	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	生物多様性地域戦略策定済自治体数(都道府県)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		H23年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	-
		18都道府県	39	41	43	43	44	47	
	年度ごとの目標		-	-	-	-	-		
	生物多様性国家戦略2012-2020に定める我が国の国別目標の関連指標の改善状況(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		H22年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	-
		-	70	74	75	75	75	100	
	年度ごとの目標		-	-	-	-	-		
	全国の1/2.5万地形図面数に対する植生図整備図面数の割合[整備図面数/全国土図面数](%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		H18年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	○
		国土の35%	72	77	80	84	89	91	
年度ごとの目標		72	77	80	84	89			

(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり

<生物多様性保全のための政策の策定及び必要な情報の収集>

- ・愛知目標達成に向け、平成28年11月に、これまでの進捗状況を踏まえて一層強化する取組等をまとめた「生物多様性国家戦略2012-2020の達成に向けて加速する施策」を公表した。なお、我が国の国別目標の関連指標は、概ね改善傾向にある。国別目標の関連指標については、評価指標も含めて次期目標のもとでの測定に活用することを検討する。
- ・生物多様性地域戦略については、令和2年3月末時点で把握しているものとして、44都道府県が策定しており目標に近づいている。
- ・植生図の整備図面数は、令和元年度末時点で、国土の89%の整備が完了し、着実に成果をあげている。なお、平成30年度から「(環境省30-①)環境に配慮した再生可能エネルギー導入のための情報整備事業」において実施している。
- ・平成28年3月に策定した「サンゴ礁生態系保全行動計画2016-2020」を推進するため、サンゴ礁生態系保全モデル事業の実施やシンポジウムを開催した。

評価結果	目標達成度合いの測定結果 (判断根拠)	<p><生物多様性に関する国民への普及啓発></p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府世論調査によれば、平成26年度の生物多様性の認知度は46%であったが、令和元年度には52%に上昇した。目標は達成しなかったが、20代までの若手世代の認知度は64%まで高まり、また84%の国民が生物多様性の保全に貢献する何らかの取組の実施意向を持っているなど、生物多様性の主流化には一定の進展が見られる。 ・多様なセクターにより構成される「国連生物多様性の10年日本委員会」(事務局:環境省)において、各セクター間の情報交換を目的とした全国ミーティングや地域フォーラムの開催、委員会が推奨する連携事業の認定、生物多様性の認知度向上のための普及啓発ツールの利用促進等を実施した。 ・事業者の民間参画を促進するため、平成29年12月に「生物多様性民間参画ガイドライン」を改定し、その普及啓発を実施するとともに、企業の生物多様性保全活動による貢献度の評価を試行した。 ・平成31年3月に、名古屋議定書の国内クリアリングハウスである環境省ABSウェブサイトを更新し、諸外国のABS関連法令等に検索機能等を搭載した動的コンテンツを構築し、よりユーザーフレンドリーなウェブサイトとした。 <p><国際的枠組への参加></p> <ul style="list-style-type: none"> ・IPBES(生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム)第7回総会(平成31年4月-令和元年5月・パリ)及び関連会合に参加し、評価報告書等の採択、政策決定者向け要約の承認・公表等の成果が得られた。また、国内連絡会を開催し、収集した情報等を専門家・他省庁等に共有した。 ・ICRI(国際サンゴ礁イニシアティブ)東アジア地域会合を平成20年から毎年開催し、ICRI東アジア地域サンゴ礁保護区ネットワーク戦略2010の実施を主導。平成28年度からは地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク東アジア会合を開催し、東アジアにおける地域解析の促進に貢献している。 ・生物多様性条約第23回科学技術助言補助機関会合やポスト2020生物多様性枠組公開作業部会等に参加し、交渉及び情報収集を行った。 ・南極条約協議国会議(令和元年5月・チェコ)に積極的に参画することにより、南極地域の環境保護に向けた国際的取組に貢献した。
	施策の分析	
	次期目標等への反映の方向性	

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・地球規模生物多様性概況第4版 ・令和元年度環境問題に関する世論調査 ・平成31年度国際サンゴ礁イニシアティブ及び地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク東アジア地域解析推進調査業務報告書
---------------------------	--

担当部局名	自然環境計画課	作成責任者名 (※記入は任意)	植田 明浩	政策評価実施時期	令和2年9月
-------	---------	--------------------	-------	----------	--------

令和元年度実施施策に係る政策評価書

別紙 2

(環境省R1-㉓)

施策名	5-2.自然環境の保全・再生				
施策の概要	原生的な自然及び優れた自然の保全を図り、里地里山などの二次的な自然や藻場・干潟等についてその特性に応じた保全を図るとともに、過去に失われた自然を積極的に再生する事業を推進することで、自然環境の保全・再生を図る。				
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・原生的な自然環境、里地里山などの二次的な自然、干潟などの生態系を地域の特性に応じて保全、維持管理する。 ・国内の世界自然遺産登録地について、世界遺産として認められた価値を将来にわたって保全するため順応的な保全管理を推進するとともに、国内候補地の新規登録を目指す。 ・過去に損なわれた自然について、地域の多様な主体による自然再生の取組を支援することで、自然環境の保全・再生を推進する。 ・生物多様性保全について先進的・効果的な取組を支援することで、今後の保全活動の推進に繋げる。 ・自然状況や社会状況、風景評価の多様化等の変化をふまえ、国立・国定公園の区域及び公園計画について、着実に見直しを行い、適切な保護管理を行う。 				
施策の予算額・執行額等	区分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
	予算の状況(百万円)				
	当初予算(a)	2,498	2,714	2,751	2,745
	補正予算(b)	0	0	0	-
	繰越し等(c)	31	0	0	-
合計(a+b+c)	2,529	2,714	2,751	-	
執行額(百万円)	2,249	2,560	2,459	-	
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	生物多様性国家戦略2012-2020 (平成24年9月28日 閣議決定)、自然再生基本方針(令和元年12月20日 閣議決定)				

測定指標	自然再生協議会の数	基準値	実績値					目標値	達成
		H27年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	-
		25	25	25	25	26	26	33	-
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	-
	当該年度を終期とする国立・国定公園の点検等見直し計画の達成率	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		-	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	毎年度	△
		-	7地区(78%)	4地区(80%)	5地区(71%)	10地区(91%)	8地区(89%)	100%	△
	年度ごとの目標値	-	9地区(100%)	5地区(100%)	7地区(100%)	11地区(100%)	9地区(100%)	-	-
	三陸復興国立公園(平成24年度までは陸中海岸国立公園)の利用者数(千人)	基準値	実績値					目標値	達成
		23年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	-
458		-	2,850	2,770	-	集計中	6,994	-	
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	-	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり
		<p><里地里山></p> <p>・「地域循環共生圏」の構築に向け、森・里・川・海の保全及び再生に取り組み10の実証地域においてフォローアップを行い「多様な主体によるプラットフォームづくり」、「自立のための経済的仕組みづくり」、「人材育成」等の活動を支援した。</p> <p>・戦略的な広報活動、民間企業との連携、自然体験プログラム等の開催等により、国民一人ひとりが、自然の恵みを実感し、自然の恵みを支える気運を醸成した。</p>
		<p>(判断根拠)</p> <p><世界自然遺産></p> <p>・既存の世界自然遺産地域については、モニタリング等を実施し、その結果を科学委員会を通じて対策に反映させる順応的な保全管理の一層の充実を図りつつ、関係省庁・地方公共団体・地元関係者・専門家の連携により、適正な保全管理を実施した。</p> <p>・特に小笠原諸島については、外来種により遺産価値である陸産貝類等の影響が深刻化していることを受け、科学委員会の助言の下、関係機関と連携し、集中的な対策を継続した。</p> <p>・世界自然遺産新規登録を目指す奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島については、平成30年5月の諮問機関である国際自然保護連合からの延期勧告を踏まえ、一旦推薦を取り下げ、必要な作業を進めた上で、平成31年2月に推薦書を再提出し、令和元年10月の国際自然保護連合による現地調査等に対応した。</p> <p><自然再生></p> <p>・自然再生推進法に基づく自然再生協議会の設立や自然再生を進めるための技術的課題の解決等の支援を行うことにより、令和元年度末現在、全国で自然再生協議会が計26箇所設立され、同法に基づく自然再生事業実施計画が46件策定された。</p>

	<p><地域支援></p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度末時点で、生物多様性保全推進支援事業の活用等によって、地域連携保全活動計画を作成した地方公共団体は15団体であった。また、地域における生物多様性の保全再生に資する活動等について、令和元年度末までに146件に対し経費の一部を交付した。 <p><国立・国定公園等></p> <ul style="list-style-type: none"> 国立・国定公園における自然環境の適切な保全と利用のため、各地の国立・国定公園の新規指定及び公園計画の点検等の見直しを実施した。令和元年度については、9地区の見直しを計画し、中央アルプス国定公園の新規指定及び知床国立公園の公園区域拡張を含む8地区の見直し等を行った。 2016年4月に公表した「生物多様性の観点から重要度の高い海域」の抽出結果を踏まえ、沖合の海底の自然環境の保全を図るため、新たな海洋保護区制度（「沖合海底自然環境保全地域」）の措置を講ずる自然環境保全法の一部を改正する法律案を2019年3月に閣議決定し、同年4月に成立した。
施策の分析	
次期目標等への反映の方向性	

学識経験を有する者の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> 自然再生専門家会議を開催し、自然再生事業実施計画の審査や今後の自然再生事業の推進に関して、有識者の知見を活用しながら、検討を行った。 公園区域の見直し等に当たって、中央環境審議会自然環境部会の下に設置した自然公園等小委員会を開催し、学識者の知見を活用した。 世界遺産地域（/候補地）科学委員会を地域ごとに開催し、有識者の知見を活用しつつ順応的な管理を実施した。 沖合の海底の保全のための新たな海洋保護区における調査モニタリングについて、有識者の知見を活用しつつ検討を行った。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> 環境省報道発表資料「自然再生推進法に基づく自然再生事業の進捗状況の公表について」 奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島 世界遺産推薦書（日本政府） 自然環境保全法の一部を改正する法律（平成31年法律第20号） 平成31年度沖合域の生物多様性保全に係る調査分析業務
---------------------------	---

担当部局名	自然環境計画課 国立公園課	作成責任者名 （※記入は任意）	植田 明浩 熊倉 基之	政策評価実施時期	令和2年9月
-------	------------------	--------------------	----------------	----------	--------

令和元年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R1-24)

施策名	5-3.野生生物の保護管理					
施策の概要	絶滅危惧種の生息状況等の調査による現状把握と国内希少野生動植物種の新規指定、保護・増殖による種の保存、野生鳥獣の適切な保護・管理と狩猟の適正化、遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止。					
達成すべき目標	新たに種の絶滅が生じないようにするとともに、絶滅の危機に瀕している種の個体数の維持・回復。野生鳥獣の適切な保護・管理。外来生物による在来生物や生態系への影響の防止。					
施策の予算額・執行額等	区分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	3,723	4,073	4,055	5,664
		補正予算(b)	813	1,100	400	-
		繰越し等(c)	▲274	▲492	663	
		合計(a+b+c)	4,262	4,681	5,118	
執行額(百万円)	3,737	4,150	4,757			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	生物多様性国家戦略2012-2020 (平成24年9月28日 閣議決定)					

測定指標	(26年度～) 国内希少野生動植物種の新規指定数 (平成26年度以降の累計)	基準値	実績値					目標値	達成
		-	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	○
		-	86種	119種	171種	207種	270種	300種	
		年度ごとの目標値	/	75種	120種	165種	210種	255種	/
	奄美大島におけるマングースの捕獲努力量あたりの捕獲数 (1000畝日当たりの捕獲数)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		-	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R4年度	-
		-	奄美大島 0.008頭	奄美大島 0.009頭	奄美大島 0.003頭	奄美大島 0.0004頭	-	0頭 (毎年度減少)	
		年度ごとの目標	/	-	-	-	-	-	/
	ニホンジカ・イノシシの生息頭数の推定値(全国)を平成23年度比で半減(イノシシは50万頭) (推定は毎年度新しいデータを追加して実施。過去に遡って推定値が見直されるため、過去の推定結果も変動する)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		23年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R5年度	-
推定の中央値ニホンジカ320万頭、イノシシ98万頭 ※元年度に算出		ニホンジカ 337万頭、 イノシシ 104万頭	ニホンジカ 324万頭、 イノシシ98 万頭	ニホンジカ 310万頭、 イノシシ88 万頭	-	-	平成23年度比で半減 (ニホンジカ152万頭、イノシシ50万頭)		
年度ごとの目標		/	-	-	-	-	-	/	

<p style="text-align: center;">目標達成度合いの 測定結果</p> <p style="text-align: center;">(判断根拠)</p> <p style="text-align: center;">評価結果</p>	<p style="text-align: center;">(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p><絶滅危惧種の生息状況等の調査による現状把握と希少野生動植物種の保護・増殖による種の保存></p> <ul style="list-style-type: none"> ・主に二次的自然に分布する絶滅危惧種を対象とした「特定第二種国内希少野生動植物種」制度や希少種の保護増殖について一定の基準を満たす動植物園等を認定する「認定希少種動植物園等」制度の創設等を盛り込んだ種の保存法改正が、平成30年6月1日に施行され、改正法を踏まえ、令和元年度には特定第二種国内希少野生動植物種を3種指定するとともに、認定希少種保全動植物園等として計6園館を認定した。 ・国内希少野生動植物種について、令和元年度には特定第二種国内希少野生動植物種3種を含め新たに63種を追加指定した。 ・レッドリストについては、「環境省レッドリスト2020」を令和2年3月に公表した。また、農林水産省とも連携し、レッドリストを作成するための手引として、「レッドリスト作成の手引」を作成するとともに、次期レッドリストから、平成29年3月に初めて公表した環境省版海洋生物レッドリストと既存のレッドリストを統合したレッドリストを作成するため、レッドリストに係る評価体制を構築した。 ・種の保存法に基づく国内希少野生動植物種のうち積極的に個体数を維持・回復する必要がある種については、保護増殖事業計画を策定している。平成31年2月までに指定された国内希少野生動植物種356種のうち、65種について保護増殖事業計画が策定されており、生息状況の把握や環境の改善、動植物園と連携した生息域外保全に取り組んでいる。 ・例えば、トキの保護増殖事業では、野生下で8年連続ヒナの巣立ちが確認され、95羽のヒナが無事に巣立つなど、野生復帰の取組を着実に推進した。平成30年6月にトキ野生復帰ロードマップ2020の目標達成を確認し、次期ロードマップの検討に着手した。 ・ツシマヤマメコノ保護増殖事業では、ツシマヤマメコの生息地におけるシカ対策、交通事故対策等を実施するとともに、令和元年度は7年ぶりとなる大規模な生息状況調査を実施した。また、日本動物園水族館協会の協力による生息域外保全の取組や野生復帰に向けた各種取組を進めた。 ・ライチョウの保護増殖事業では、「第一期ライチョウ保護増殖事業実施計画」に基づき、南アルプスでのヒナの保護対策等を実施するとともに、中央アルプスでの個体群復活に向けた試験的取り組みを開始した。また「第二期ライチョウ保護増殖事業実施計画」の策定に向けた検討を実施した。日本動物園水族館協会の協力を得て、生息域外保全の技術確立を目的としたライチョウ飼育に取り組み、平成31年3月からは、5飼育園館において公開展示が開始され、令和2年3月末時点で6園館にて飼育に取り組んでいる。 ・ワシントン条約第18回締約国会議（COP18、令和元年8月・スイス連邦）に積極的に参画した。また、ワシントン条約附属書掲載種について、科学当局として管理当局に対し輸出入助言を出した。 ・希少野生動植物等の国内取引については、環境省の取引監視の担当職員を増員し、監視の強化を図った。 <p><遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止></p> <ul style="list-style-type: none"> ・カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の使用、承認に当たって、学識経験者の意見聴取会合を開催し、生物多様性影響の審査を実施している（令和元年度は21件承認）。また、遺伝子組換え生物に関する国内外の情報収集やウェブサイト（J-BCH）による国民への情報提供、意見聴取を行っているほか、科学的知見の充実を図るための承認済み遺伝子組換えナタネに係る影響監視調査、未承認の遺伝子組換え生物の疑いがある使用等事例について対応を行っている。さらに、令和元年度は、ゲノム編集技術の利用により得られた生物でカルタヘナ法の規定に該当しないものの取扱いに係る通知（平成31年2月8日付け）を施行規則に準じて改正（令和元年9月24日付け）したほか、遺伝子ドライブに関するオンラインフォーラムや専門家会合に専門家を登録・派遣するなどに関係各国と情報共有を行った。 ・外来生物法に基づき、特定外来生物（148種）の飼養等の規制を行っている。特に生物多様性保全上重要な地域を中心に防除事業を実施し、令和元年度には合計68箇所で開催された防除事業や関係機関との連携強化を実施した。島嶼など限られた空間において完全排除に成功した事例や、絶滅危惧種の生息状況の回復が確認されている事例等、重要な生態系の保全や絶滅危惧種の保護上、一定の成果が出ている。マングースについては、奄美大島及び沖縄島北部地域において継続的な取組により生息密度低下とアマミノクロウサギ等の分布域拡大が確認できている。 ・令和元年度には、ハヤトゲフシアリなど合計5種類のアリ類について、特定外来生物への指定に向けた検討を行った。 ・平成29年6月に国内で初確認された特定外来生物のヒアリについては、令和元年度も引き続きヒアリが確認された地点周辺や主要な侵入経路である全国港湾で調査を行い、発見した個体をすべて防除した。令和元年10月には東京港で多数の有翅女王アリが確認されたことを踏まえ、同港での防除及び調査を重点的に実施するとともに、全国港湾の状況を点検し必要な追加調査を実施した。また、同定マニュアルや防除の基本的考え方について、専門家の意見を踏まえながら改訂を行うとともに、全国9箇所ヒアリ対策の講習会を実施し自治体や港湾管理者等への知見の普及を図った。国民からの情報提供や相談の窓口として引き続きヒアリ相談ダイヤルを運営するとともに、令和元年7月からチャットボットによる自動相談受付を開始した。 <p><野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化></p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正鳥獣法の施行（平成27年5月29日）により開始された都道府県による指定管理鳥獣捕獲等事業に対し、環境省の交付金により都道府県による捕獲を強化・支援した。 ・狩猟者の確保・育成に向けたフォーラム等を開催したほか、都道府県による講習会開催の支援等により、認定鳥獣捕獲等事業者等の捕獲体制の強化を図った。 ・鳥インフルエンザの近年の全国での発生を踏まえ、効果的な調査が実施できるよう平成29年度にマニュアルを改訂したことにより、野鳥サーベイランスや渡り鳥の飛来状況調査などを適時適切に実施した。また、今後も着実にこれらの危機管理対応を実施していく。 ・特定鳥獣のイノシシ、カワウ、クマ類、ニホンザル、ニホンジカについて、科学的・計画的な保護管理を推進するため、各鳥獣の生態・生息状況を踏まえ、保護管理に関するレポートの作成及び鳥獣行政職員を対象とした研修会の開催を通じて、都道府県への技術的な支援を実施した。
	<p style="text-align: center;">施策の分析</p>

次期目標等への反映の方向性					
学識経験を有する者の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省レッドリスト・レッドデータブックの作成及び改訂に当たって、絶滅のおそれのある野生生物の選定・評価検討会の下に分類群毎に分科会を置き、学識者の知見を活用した。 ・国内希少野生動植物種の指定及び保護増殖事業等の取組が適正かつ効果的に実施されよう、検討会を開催し、学識者の科学的知見を活用した。 ・種の保存法改正法の施行(平成30年6月1日)を踏まえ、野生動植物の種に関し専門の学識経験を有する者からなる「希少野生動植物種専門家科学委員会」を設置し、国内希少野生動植物種の指定等について意見を聴取した。 ・特定外来生物の指定については、専門家会合を開催し、専門家の意見を踏まえて指定に関する検討を行った他、各地の防除事業の実施に当たっても、検討会を開催するなどして有識者の知見を活用した。 ・さらに、カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の使用、承認に当たっては、学識経験者の意見聴取会合を開催し、生物多様性影響の審査を実施した。 ・遺伝子ドライブに関するオンラインフォーラムや専門家会合に専門家を登録・派遣するなどして関係各国と情報共有を行った。 ・鳥獣法に基づく特定希少鳥獣管理計画の延長を検討するに当たって、中央環境審議会自然環境部会及びその下に設置した野生生物小委員会を開催し、学識者の知見を活用した。 				
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	環境省レッドリスト2018、2019・環境省版海洋生物レッドリスト・平成28年度鳥獣関係統計				
担当部局名	自然環境局 野生生物課	作成責任者名 (※記入は任意)	野生生物課長 中尾 文子	政策評価実施時期	令和2年9月

令和元年度実施施策に係る政策評価書

別紙2
(環境省R1-25)

施策名	5-4.動物の愛護及び管理					
施策の概要	飼い主による終生飼養等の適正な飼養、動物取扱業の適正化、都道府県等に引き取られた犬猫の返還・譲渡等を推進することにより、人と動物の共生する社会の実現を図る。					
達成すべき目標	自治体における犬及び猫の引取り数の75%減(平成16年度比)、犬及び猫の殺処分率の減少					
施策の予算額・執行額等	区分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	250	283	348	514
	補正予算(b)	-	-	-	-	-
	繰越し等(c)	▲6	▲39	45		
	合計(a+b+c)	244	244	393		
執行額(百万円)	239	238	301			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	平成35年度までに自治体における犬及び猫の引取り数を10万頭(平成16年度比75%減)に引き下げる	基準値	実績値					目標値	達成
		H16年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R5年度	○
		418千頭	136千頭	114千頭	101千頭	92千頭	-	100千頭	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	犬及び猫の殺処分率の減少	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
H16年度		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R5年度	○	
94%		60%	49%	43%	42%	-	減少傾向維持		
年度ごとの目標		減少傾向維持	減少傾向維持	減少傾向維持	減少傾向維持	減少傾向維持			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 平成30年度の自治体における犬及び猫の引取り数は92千頭で、平成29年度より9千頭減少しており、令和5年度目標値の100千頭以下を達成した。また、殺処分率についても、減少傾向を維持した。
	施策の分析	
	次期目標等への反映の方向性	

学識経験を有する者の知見の活用	中央環境審議会動物愛護部会において、動物愛護管理施策の進捗状況を報告するとともに、出された意見を施策に反映している。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	動物愛護管理行政事務提要
---------------------------	--------------

担当部局名	自然環境局 動物愛護管理室	作成責任者名 (※記入は任意)	長田 啓	政策評価実施時期	令和2年9月
-------	------------------	--------------------	------	----------	--------

令和元年度実施施策に係る政策評価書

別紙 2

(環境省R1-26)

施策名	5-5.自然とのふれあいの推進				
施策の概要	豊かな自然とのふれあいや休養などの国民のニーズに答えるため、持続可能な自然資源の保全を図りつつ、安全で快適な自然とのふれあいの場の提供やふれあい活動をサポートする人材の育成を行う。				
達成すべき目標	安全で快適な自然とのふれあいの場を提供しつつ、ふれあい活動をサポートする人材を育成することで、エコツーリズムを推進し、自然とのふれあいの質の向上を図る。また、貴重な自然資源である温泉の保護と適正な利用を図る				
施策の予算額・執行額等	区分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
	予算の状況(百万円)				
	当初予算(a)	8,572	9,006	11,629	10,404
	補正予算(b)	2,000	9,713	7,715	-
	繰越し等(c)	6,043	▲5,414	▲858	
合計(a+b+c)	16,615	13,305	18,486		
執行額(百万円)	14,086	11,867	13,718		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	生物多様性国家戦略2012-2020、観光ビジョン実現プログラム2019				

測定指標	自然公園の年間利用者数の推移(暦年 千人)	基準値	実績値					目標値	達成
		-	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	-	-
		-	899,144	895,010	909,082	905,138	-	-	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	エコツーリズム推進法に基づく全体構想認定数(括弧内は累計)	基準値	実績値					目標値	達成
		H20年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R10年度	-
		0	1(7)	5(12)	0(12)	3(15)	2(17)	(47)	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	国立公園・国民公園年間利用者数の推移(千人)	基準値	実績値					目標値	達成
		-	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	-	○
		-	361,620	359,160	367,470	371,508	-	前年度比1%増	
	年度ごとの目標値		355,702	365,236	362,752	371,145	375,223		
	温泉の自噴湧出量(L/分)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		S45年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	-	△
		651,265	686,427	684,096	679,732	674,752	-	前年度の水準を維持	
年度ごとの目標		733,000	686,000	684,000	679,000	674,000			
国立公園における自然再生事業推進のための実施計画数	基準値	実績値					目標値	達成	
	-	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	○	
	-	16	16	17	18	19	16		
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-			
国指定鳥獣保護区における保全事業実施計画数	基準値	実績値					目標値	達成	
	-	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	-	
	-	11	11	12	12	12	12		
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-			
国立公園訪日外国人利用者数	基準値	実績値					目標値	達成	
	H27年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	-	
	490万人	490万人	564万人	600万人	694万人	667万人	設定不能		
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 測定指標のうち、国立公園・国民公園の利用者数については、令和元年度は集計中であるが、平成30年度はおおむね前年度の水準を維持している。エコツーリズム推進法に基づく全体構想については、令和元年度は新たに2件の認定を行った。また、訪日外国人国立公園利用者数については、令和元年度は韓国客の減少等の影響を受け前年よりやや減少したが、受入環境整備は着実に進んでいる。測定指標のうち、温泉の目噴湧出量については、令和元年度は集計中だが、平成30年度はおおむね前年度の水準を維持している。
	施策の分析	
	次期目標等への反映の方向性	

学識経験を有する者の知見の活用	国立公園満喫プロジェクト有識者会議において、国立公園の利用者数や取組内容について報告するとともに、出された意見を施策に反映している。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	自然公園等利用者数調
---------------------------	------------

担当部局名	国立公園課 国立公園利用推進室 自然環境整備課	作成責任者名 (※記入は任意)	熊倉 基之 中島 尚子 山口 富夫	政策評価実施時期	令和2年9月
-------	-------------------------------	--------------------	-------------------------	----------	--------

令和元年度実施施策に係る政策評価書

別紙 2

(環境省R1-⑦)

施策名	5-6. 東日本大震災への対応(自然環境の復旧・復興)				
施策の概要	地域の自然資源等を活用した三陸復興国立公園への再編成、被災した公園事業施設の復旧や復興のための整備に取り組む。				
達成すべき目標	三陸復興国立公園の創設を始めとした様々な取組を通じて、森・里・川・海のつながりにより育まれてきた自然環境と地域のくらしを後世に伝え、自然の恵みと脅威を学びつつ、それらを活用しながら復興する。				
施策の予算額・執行額等	区分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
	当初予算(a)	2,024	1,410	1,300	632
	補正予算(b)	-	-	-	-
	繰越し等(c)	▲ 450	▲ 237	234	-
	合計(a+b+c)	1,574	1,174	1,534	-
執行額(百万円)	1,349	991	1,444	-	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日 東日本大震災復興対策本部決定) 「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針(平成28年3月11日閣議決定)				

測定指標	三陸復興国立公園(24年度までは陸中海岸国立公園)の利用者数の推移(千人)	基準	実績値					目標	達成
		H23年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	-
		458	3,380	2,850	2,770	-	-	6,994	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	
		三陸復興国立公園内の利用拠点(集団施設地区)の年間利用者数(千人)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
	H17-21年度		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	-
	2,975		1,776	1,383	1,430	-	-	2,975	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	-	
	みちのく潮風トレイル踏破認定証の発行数(人)		基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		-	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	-	-
		-	1,588	213	227	50	-	-	
		年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	
		CPUE(一つのわなで捕獲した頭数(イノブタを除く)の減少)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
	-		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	-	-
	-		0.031	0.042	0.038	0.018	0.034	-	
年度ごとの目標	イノシシ等を安全かつ効率的に捕獲し被害が軽減する生息密度に抑える					-			

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり
	<p>(判断根拠)</p> <p>東日本大震災からの復興の基本方針の策定を受け、平成24年5月に、「三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョン」を環境省として策定し、当該ビジョンに基づき、三陸復興国立公園の指定等の7つのグリーン復興プロジェクトを進めている。</p> <p>・平成25年5月に創設した三陸復興国立公園については、平成27年3月に南三陸金華山国立公園を編入した他、利用施設の復旧などを実施した。国立公園利用者数は震災以降増加傾向であったが、平成28年度は減少に転じている。国立公園の利用者の増加を図り、本取組が観光拠点の復旧・復興に貢献するよう一層取組を推進していく。</p>

評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業において、三陸地域の重要な観光資源である旧陸中海岸国立公園の主要な利用拠点等の施設を復旧することはできたが、三陸復興国立公園への編入地域や「みちのく潮風トレイル」については、今後も整備が必要である。 ・三陸復興国立公園の利用拠点の利用者数はその年の連休の配置や天候に大きく左右されるため、年ごとに増減が大きく、平成27、28年度は2ヶ年連続で減少傾向となった。今後、みちのく潮風トレイルの全線開通(R1年6月)等を踏まえ、普及啓発を強化する予定であり、利用拠点における利用者数増加を図る。 ・帰還困難区域における野生鳥獣の捕獲については、平成25年度より開始し以後毎年度、被害の低減を図るため安全かつ効率的な捕獲に努め捕獲努力量として、のべわな日数(捕獲実施日数×わなの数)を増加(平成29年度:日数:約7ヶ月、わな数:100基→平成30年度:日数:約10ヶ月、わな数:301基)させてきている。
	施策の分析
	次期目標等への反映の方向性

学識経験を有する者の知見の活用	—
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	自然公園等利用者数調
---------------------------	------------

担当部局名	国立公園課 野生生物課 自然環境整備課	作成責任者名 (※記入は任意)	熊倉 基之 中尾 文子 山口 富夫	政策評価実施時期	令和2年9月
-------	---------------------------	--------------------	-------------------------	----------	--------

令和元年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R1-28)

施策名	5-7.国際観光資源の整備					
施策の概要	美しい国立公園等の自然を持続的に活用し観光資源の整備等により、国内外の旅行者の地域での体験滞在の満足度の向上を図る。					
達成すべき目標	平成28年3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」に掲げる2020年国立公園訪日外国人利用者数1000万人の目標を達成し、「観光先進国」の実現に貢献する。					
施策の予算額・執行額等	区分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	-	-	5,080	6,863
		補正予算(b)	-	-	0	
		繰越し等(c)	-	-	▲2,731	
		合計(a+b+c)	-	-	2,349	
執行額(百万円)	-	-	1,682			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	観光ビジョン実現プログラム2019					

測定指標	国立公園訪日外国人利用者数	基準値	実績値					目標値	達成
		H27年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	
		490万人	490万人	564万人	600万人	694万人	667万人	設定不能	-
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
滞在環境の上質化に取り組んだ国立公園の利用拠点数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
	-	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度		
		-	-	-	-	6拠点	10拠点	-	
	年度ごとの目標		-	-	-	5拠点			
利用施設の多言語化	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
	-	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度		
		-	-	-	5施設	18施設	40施設	-	
	年度ごとの目標		-	-	8施設	24施設			
野生動物観光促進事業の実施者数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
	-	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度		
		-	-	-	-	12者	10者	-	
	年度ごとの目標		-	-	-	10者			
一般公開に向けた改善に取り組んだ野生生物保護センター数	基準値	実績値					目標値	達成	
	-	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度		
		-	-	-	-	2施設	3施設	-	
	年度ごとの目標値		-	-	-	1施設			
ビジターセンター等機能強化	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
	-	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度		
		-	-	-	-	33施設	60施設	-	
	年度ごとの目標		-	-	-	32施設			
国立公園一括情報サイトの訪問回数等(接触媒体者数)	基準値	実績値					目標値	達成	
	-	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度		
		-	-	-	-	117万	180万	-	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 測定指標のうち、国立公園訪日外国人利用者数について、令和元年度は韓国客の減少等の影響を受け前年よりやや減少したが、滞在環境の上質化に取り組んだ国立公園の利用拠点数、野生動物観光促進事業の実施者数、一般公開に向けた改善に取り組んだ野生生物保護センター数及びビジターセンター等機能強化の令和元年度実績値は、目標値を超えるペースで増加している。
	施策の分析	

	次期目標等への 反映の方向性				
学識経験を有する者の知見の 活用	国立公園満喫プロジェクト有識者会議において、取組内容について報告するとともに、出された意見を施策に反映している。				
政策評価を行う過程において 使用した資料その他の情報	国立公園訪日外国人利用者数推計値				
担当部局名	国立公園課 国立公園利用推進室 自然環境整備課 野生生物課	作成責任者名 (※記入は任意)	熊倉 基之 中島 尚子 山口 富夫 中尾 文子	政策評価実施時期	令和2年9月

令和元年度実施施策に係る政策評価書

別紙2
(環境省R1-33)

施策名	目標7-1 公害健康被害対策(補償・予防)					
施策の概要	公害に係る健康被害について、公害健康被害の補償等に関する法律(以下、「公健法」という。)に基づき認定患者への公正な補償給付等の実施を確保するとともに、公健法による健康被害予防事業を推進し、さらに地域人口集団に係る環境汚染による健康影響の継続的監視等を行うことで、迅速かつ公正な補償並びに被害の予防及び健康の確保を図る。					
達成すべき目標	公健法に基づく公正な補償給付を迅速に行う。公健法による健康被害予防事業、公害保健福祉事業、環境保健施策基礎調査を推進し、被害の未然防止及び健康の確保を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	9,233	8,921	8,866	8,806
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	9,233	8,921	8,866	-
	執行額(百万円)	9,193	8,893	8,793	-	
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	1 公健法に基づく補償給付の支給の進捗状況	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
			公健法による被認定者に対し、公害の影響による健康被害に係る損害を填補するために、療養の給付、障害補償費等の補償給付を着実に支給。					-	○
	2 公害健康被害予防事業の参加者に対して実施するアンケートにおける事業満足度(5段階評価のうち上位2段階までの評価を得た回答者の割合)(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	各年度	○
		-	88	91.2	90.9	90.3	91.3	80	
	年度ごとの目標値	-	80	80	80	80	80	-	
	3 各地方公共団体が行うリハビリテーションに関する事業、転地療養に関する事業その他の事業(公害保健福祉事業)に参加した延べ人数の被認定者数に対する割合(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	各年度	○
		-	82.9	81.2	82.7	82.4	81.9	80	
	年度ごとの目標	-	80	80	80	80	80	-	
	4 環境保健施策基礎調査の調査対象者数及び調査対象者の同意率(3歳児調査)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	各年度	○
		-	84,105人 84.14%	83,279人 85.20%	83,265人 85.60%	82,373人 88.06%	-	60,000人及び75%	
	年度ごとの目標	-	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	-	
	5 環境保健施策基礎調査の調査対象者数及び調査対象者の同意率(6歳児調査)	基準値	実績値					目標値	達成
年度		27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	各年度	○	
-		83,794人 85.07%	82,236人 86.78%	83,954人 85.10%	82,186人 85.30%	-	60,000人及び75%		
年度ごとの目標値	-	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果 (判断根拠)	(各行政機関共通区分) 目標達成			
	施策の分析	<p>①公害健康被害の補償等に関する法律(公健法)の被認定者への公正な補償給付、同法による健康被害予防事業の推進及び環境汚染による健康影響の継続的監視等により、被認定者の補償を着実に実施するとともに、健康被害の予防及び健康の確保に努めた。</p> <p>②公害被害補償基礎調査は、公害診療報酬明細書を点検することによって、各自治体での審査状況について把握等を行い基礎資料の作成を行っているものであり、参考値として、入院外の公害診療報酬明細書1件当たりの金額が前年度に比べて大きく変化した自治体の割合を記載している。本調査を継続して行い、自治体にフィードバックすることで、公害診療報酬の不正請求の未然防止を含め、公害健康被害補償制度の円滑な実施運営を図ることに貢献した。</p> <p>③(独)環境再生保全機構が実施する公害健康被害予防事業については、第四期中期目標及び第四期中期計画に基づき、ぜん息等の患者、地域住民のニーズを的確に把握し、効果的かつ効率的な業務を行っている。事業参加者等へのアンケート調査の回答者のうち80%以上のものから満足が得られることを目標とし、当年度においても目標を達成した。</p> <p>④公害健康被害の補償等に関する法律第46条に基づき各地方公共団体が行うリハビリテーションに関する事業、転地療養に関する事業その他の事業については、当該事業に参加した者の延べ人数の割合が80%を超えることを目標とし、平成27年度から令和元年度までについては達成し、被認定者の健康確保に貢献した。</p> <p>⑤環境保健サーベイランス調査は、中審答申及び公健法改正時の附帯決議に基づき、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を毎年、継続的に観察し、何らかの傾向が認められる場合には、その原因を考察し、大気汚染との関係が認められる際には、必要な措置を講ずることを目的としたものである。調査対象者数及び調査対象者の同意率について本調査の信頼性が確保できる数値を設定しており、毎年、信頼性のある調査を行い、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係に係る定期的・継続的な観察を行った。</p>			
	次期目標等への反映の方向性				
学識経験を有する者の知見の活用	補償給付については、指定疾病に係る専門家からなる認定審査会における審査をもって適正な給付を確保している。また、環境汚染による健康影響の継続的監視においては、臨床、疫学等の専門家からなる検討会において調査方法の妥当性、結果の評価を行っている。				
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	大気汚染に係る環境保健サーベイランス調査報告				
担当部局名	環境保健部 環境保健企画管理課保健業務室	作成責任者名 (※記入は任意)	保健業務室長 黒羽 真吾	政策評価実施時期	令和2年9月

令和元年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R1-34)

施策名	目標7-2 水俣病対策				
施策の概要	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」等に基づき、水俣病被害者等の救済対策、水俣病発地域域の医療・福祉対策及び再生・融和・振興施策を推進するほか、水俣病に関する総合的研究を行うなど、水俣病問題の解決に資する施策を実施する。				
達成すべき目標	水俣病患者等への補償給付、水俣病発地域域の医療・福祉の充実と再生・融和・振興の推進等を通じ、水俣病問題の最終解決を図り、すべての水俣病被害者が地域社会の中で安心して暮らしていける環境をつくる。				
施策の予算額・執行額等	区分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
	当初予算(a)	16,340	13,107	11,770	12,158
	補正予算(b)	▲ 735	▲ 305	-	-
	繰越し等(c)	182	▲ 85	▲ 92	
	合計(a+b+c)	15,787	12,717	11,678	
執行額(百万円)	14,936	12,149	11,305		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」及び同法に基づく「救済措置の方針」				

測定指標	①水俣病患者等に対する療養費の支給の進捗状況	実績値					目標値	達成
		水俣病患者等に対する療養費を着実に支給					-	○
	年度ごとの目標値						-	
	②水俣市の観光入込客数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
H25年度		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R4年度	×
587,136		542,711	519,678	510,360	495,849	477,341	560,000	
年度ごとの目標		475,000	475,000	481,000	481,000	481,000		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) ①「公害健康被害の補償等に関する法律」(昭和48年法律第111号)、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」(平成22年4月閣議決定)等に基づき、あつう限りの救済に向けて最大限の努力を行っているところ、療養費の支給については滞りなく着実に実行されている。 ②「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」(平成22年4月閣議決定)に基づいて実施される地域振興施策によって、近年、観光入込客数は目標値を上回っていたが、令和元年度については昨今の情勢を受け目標値を下回った。
	施策の分析	
	次期目標等への反映の方向性	

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局名	環境保健部 特殊疾病対策室	作成責任者名 (※記入は任意)	特殊疾病対策室長 松岡 輝昌	政策評価実施時期	令和2年9月
-------	------------------	--------------------	-------------------	----------	--------

令和元年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R1-35)

施策名	目標7-3 石綿健康被害救済対策				
施策の概要	石綿の健康被害の救済に関する法律(以下「石綿法」という。)に基づき、被害者及び遺族の迅速な救済を図る。				
達成すべき目標	石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図る。また、石綿による健康被害に関する調査研究を推進する。				
施策の予算額・執行額等	区分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
	当初予算(a)	706	713	686	662
	補正予算(b)	—	—	—	—
	繰越し等(c)	—	—	—	—
	合計(a+b+c)	706	713	686	662
執行額(百万円)	605	601	639		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	—				

測定指標	1. 石綿法に基づく認定業務の進捗状況(療養者からの医療費等の申請に対する認定・不認定決定までの平均処理日数)(日)	基準値	実績値					目標値	達成
		H18年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	各年度	○
		173	106	98	96	90	—	120	
	年度ごとの目標値		120	120	120	120	120		
	2. 石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査の進捗	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	○
		—	1,928人に対して、保健指導やCT検査等を行い、実務的な課題を抽出した。	1,936人に対して、保健指導やCT検査等を行い、実務的な課題を抽出した。	2,165人に対して、保健指導やCT検査等を行い、実務的な課題を抽出した。	2,522人に対して、保健指導やCT検査等を行い、実務的な課題を抽出した。	2,112人に対して、保健指導やCT検査等を行い、実務的な課題を抽出した。	健康管理の事業化等に関する実務的な課題の抽出及び対応方策等に関する調査・検討を行う。	
	年度ごとの目標		健康管理の事業化を見据えた実務的な課題の抽出及び対応方策等に関する調査・検討	健康管理の事業化を見据えた実務的な課題の抽出及び対応方策等に関する調査・検討	健康管理の事業化を見据えた実務的な課題の抽出及び対応方策等に関する調査・検討	健康管理の事業化を見据えた実務的な課題の抽出及び対応方策等に関する調査・検討	健康管理の事業化等を見据えた実務的な課題の抽出及び対応方策等に関する調査・検討		
	3. 石綿健康被害救済小委員会報告書「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」の進捗		施策の進捗状況(実績)					目標	達成
			平成28年12月に取りまとめられた中央環境審議会石綿健康被害救済小委員会の報告書「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」を踏まえ、石綿健康被害救済制度(以下、「石綿救済制度」という。)の運用に必要な調査や更なる制度周知等の措置を講じた。					R3年度	○
							報告書に沿った必要な調査や措置の実施		

評価結果	<p>(各行政機関共通区分) 目標達成</p> <p>目標達成度合いの測定結果</p> <p>(判断根拠)</p> <p>・石綿健康被害の迅速な救済を図るため、認定・不認定の決定までの平均処理日数を、平成18年度の173日から2割短縮することとし、目標値を140日に設定していたところ。その後、事務手続の効率化などの様々な取組を実施した結果、平成25年度の実績では115日まで平均処理日数の短縮が図られ、目標を達成した。これを受けて、また、今後申請者が増加することが予想されることも踏まえ、平成26年度は目標値を120日に設定し、同年度は116日、平成27年度は106日、平成28年度は98日、平成29年度は96日、平成30年度は90日と目標を達成した。これらの取組により、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づき、平成30年度末までに14,012件(平成29年度末:12,886件)が認定され、被害者及び遺族の迅速な救済は着実に進んでいる。</p> <p>・石綿ばく露による健康被害の可能性がある方について、健康管理の在り方を検討するため、試行調査を実施。この中で、保健指導やCT検査等を実施することを通じて、既存の検診事業との連携、人員・施設等の確保、調査参加者、調査対象地域、検査内容、結果の通知方法、保健指導等に関する課題を抽出し、とりまとめを行った。</p> <p>・平成28年12月に取りまとめられた中央環境審議会石綿健康被害救済小委員会の報告書「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」において示された取組課題を踏まえ、以下を実施した。</p> <p>○平成29年度に実施した石綿健康被害救済制度の被認定者の介護等の実態を把握するための調査により得られた結果の分析を行った。</p> <p>○石綿肺がんに特化したリーフレット等により、医療従事者向けに周知を図った。</p> <p>○環境省の調査業務を元に、(独)環境再生保全機構HP上に、中皮腫患者を対象とした医療機関、治療、行政サービス等の情報提供サイトを開設した。</p>				
	施策の分析				
	次期目標等への反映の方向性				
学識経験を有する者の知見の活用	<p>・石綿ばく露者の健康管理に関する検討会において、石綿ばく露者の健康管理の在り方について検討をいただいているところ。</p> <p>・中央環境審議会石綿健康被害救済小委員会において、平成28年12月に石綿健康被害救済法の施行状況及び今後の報告性について報告書を取りまとめたところ。</p>				
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>・第1期・第2期における石綿の健康リスク調査の主な結果と考察について(石綿の健康影響に関する検討会報告書(平成28年3月))</p> <p>・石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について(石綿健康被害救済小委員会(平成28年12月))</p>				
担当部局名	石綿健康被害対策室	作成責任者 (※記入は任意)	石綿健康被害対策室長 吉住 奈緒子	政策評価実施時期	令和2年9月

令和元年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R1-36)

施策名	目標7-4 環境保健に関する調査研究					
施策の概要	健康被害をもたらしている可能性が指摘され、国民的な関心は高いが因果関係は科学的には明らかにされていない種々の環境因子について、調査研究を推進する。また、既に明らかになっている知見について、一般に分かりやすく情報提供を行い、必要な対応等を行うよう意識啓発を進める。 ①花粉症や黄砂、紫外線等の健康影響についての実態を明らかにし、必要に応じて適切な対応を検討する。 ②熱中症の健康影響について一般に普及啓発を行う。					
達成すべき目標	花粉症、黄砂の健康影響、熱中症の健康影響について調査研究を進めるとともに、一般への普及啓発をはかる。					
施策の予算額・執行額等	区分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	85	81	158	158
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	85	81	158	-
執行額(百万円)	74	66	151	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	①黄砂や花粉等の普及啓発資料の改訂回数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R3年度	○
		-	1	1	2	1	1	1	
		年度ごとの目標値	1	1	1	1	1	-	
	②熱中症の普及啓発の進捗度(熱中症啓発資料の配布数)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R3年度	-
		-	3,132	3,277	3,313	4,413	4,679	4,500	
		年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	
	③熱中症の普及啓発の進捗度(アンケートにおいて暑くなる前から熱中症対策を行ったと回答した自治体の割合)(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R3年度	-
		-	100	98.6	95.5	92.0	93.5	100	
		年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) ①:黄砂や花粉等に係る基礎知識・予防法等を記載したマニュアル等の各普及啓発資料を、年1テーマを目安に改訂している。 ②、③:熱中症に関する普及・啓発事業については、各自治体でどの程度熱中症に関する意識付けがなされているかどうかの指標として、自治体からの希望に応じて作成する熱中症普及啓発資料の部数及び都道府県、政令市、中核市、保健所政令市(アンケート対象自治体)における「暑くなる前からの熱中症対策実施割合」を指標として設定した。資料の作成部数が前年度と比較して増加していることや、9割以上の調査自治体が暑くなる前から熱中症対策を行っていることを踏まえると、各自治体において一定の意識付けはなされていると考えられるが、暑くなる前から熱中症対策を行った自治体の割合は漸減していることから、今後も一層普及啓発に取り組んでいく必要がある。
	施策の分析	
	次期目標等への反映の方向性	

学識経験を有する者の知見の活用	黄砂や紫外線、花粉症等の健康影響については、有識者を集めた検討会を行った上で資料の改訂を実施している。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	①令和元年度 花粉症に関する調査・検討業務、平成31年度 紫外線環境保健マニュアル改訂業務報告書 ②、③熱中症環境保健マニュアル2018、夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン2020等
---------------------------	---

担当部局名	環境保健部 環境安全課	作成責任者名 (※記入は任意)	環境安全課長 太田 志津子	政策評価実施時期	令和2年9月
-------	----------------	--------------------	------------------	----------	--------

令和元年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R1-③)

施策名	目標8-1 経済のグリーン化の推進					
施策の概要	市場において環境の価値が評価される仕組みづくりを通じて、暮らしや活動の中で自ずから環境保全の取組が続けられる社会を目指す。					
達成すべき目標	税制、補助等のあらゆる政策手法を通じ、環境に配慮した製品・サービス等や環境保全に貢献する事業活動及び環境ビジネスを促進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	9,212	9,669	9,070	8,806
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	9,212	9,669	9,070	-
執行額(百万円)	8,184	8,535	8,062	-		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	・第5次環境基本計画「第1部第1・2章、第2部第2章他」(平成30年4月17日閣議決定)					

測定指標	1. 環境産業の市場規模(兆円)	基準値	実績値					目標値	達成
		H18年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	年度	
		約90	約100	約100	約102	約105	-	増加傾向の維持	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	○
	2. 環境産業の雇用規模(万人)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		H18年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	年度	
		約219	約253	約260	約258	約261	-	増加傾向の維持	
	年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-	○
	3. 地方公共団体及び民間団体におけるグリーン購入実施率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	
		別紙のとおり							
	4. 国等における環境配慮契約実績(電気:高圧・特別高圧) 契約件数(件)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	
		-	2,271	2,372	2,521	2,557	-	2,700	
年度ごとの目標値	-	2,049	2,271	2,372	2,500	2,600	-	○	
5. 環境報告書公表企業割合(上場企業/非上場企業)(%)	基準値	実績値					目標値	達成	
	H13年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R3年度		
	約30/約12	59.9/26.2	57.8/29.8	71.6/21.2	66.4/23.4	-	80/30		
年度ごとの目標値	-	80/30	80/30	80/30	80/30	80/30	-	×	
6. エコアクション21(※)登録事業者数 ※中小企業向け環境マネジメントシステム	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
	H23年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R3年度		
	6,971	7,690	7,791	7,946	7,945	7,760	9,000		
年度ごとの目標	-	8,500	8,500	8,500	9,000	9,000	-	×	
7. 持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則署名金融機関数(機関数)	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
	H23年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R3年度		
	177	200	243	256	270	285	285		
年度ごとの目標値	-	205	230	240	250	275	-	○	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
		(判断根拠)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度における環境産業の市場規模及び雇用規模は、それぞれ約105.3兆円(前年比3.1%増)、約260.9万人(前年比0.97%増)となり、いずれも過去最大となっている。 ・地方公共団体が組織的にグリーン購入を実施している取組率は、令和元年度で61.2%となっており、前年度より4.3%減少している。 ・環境報告書の公表企業割合は、令和元年度の平成30年度実績調査で、上場企業が66.4%(前年度比5.2%減)、非上場企業が23.2%(前年度比2.3%増)となっている。 ・エコアクション21登録事業者数は、令和元年度末で7,760件(前年度末比185件減)となっている。

	施策の分析	
	次期目標等への反映の方向性	

学識経験を有する者の知見の活用	各施策ごとに検討会等を通じて学識経験を有する者の知見の活用を図っている。
-----------------	--------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	測定指標1及び2 環境省「環境産業の市場規模・雇用規模の推移」 (http://www.env.go.jp/policy/keizai_portal/B_industry/) 測定指標3 環境省「地方公共団体のグリーン購入に関するアンケート調査」 (http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/result_of_qs-kako.html) 測定指標3及び5 環境省「環境にやさしい企業行動調査結果」 (http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/kigyo/)
---------------------------	---

担当部局名	大臣官房環境経済課 大臣官房環境計画課	作成責任者名 (※記入は任意)	西村 治彦 松田 尚之	政策評価実施時期	令和2年9月
-------	------------------------	--------------------	----------------	----------	--------

3 地方公共団体及び民間団体におけるグリーン購入実施率

[%]

	基準値	施策の進捗状況（実績）					目標値
		年度ごとの目標値					
	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
地方公共団体	-	68.4	67.3	66.4	65.5	61.2	100.0
		-	100.0	100.0	100.0	100.0	
上場企業	-	66.6	68.3	82.8	77.4		80.0
		-	80.0	80.0	80.0	80.0	
非上場企業	-	54.5	50.3	51.2	50.5		60.0
		-	60.0	60.0	60.0	60.0	

令和元年度実施施策に係る政策評価書

別紙 2

(環境省R1-38)

施策名	目標8-2 環境に配慮した地域づくりの推進				
施策の概要	地域での取組支援と地域間の連帯を進め、災害にも強く、環境負荷の小さい持続可能な地域づくりの全国的展開を図る。また、公害防止計画を推進することにより、公害の早急な解決と未然防止を図り、地域住民の健康を保護し、生活環境を保全する。				
達成すべき目標	法定義務のある地方公共団体において地方公共団体実行計画を早期に策定し、それ以外の地方公共団体においても策定を促進するとともに、具体的な対策の実施の支援等を通じ脱炭素型地域づくりを推進する。また、災害にも強く、環境に配慮した地域づくりを推進する。				
施策の予算額・執行額等	区分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
	予算の状況(百万円)				
	当初予算(a)	11,633	9,451	14,553	24,263
	補正予算(b)	-	21,000	-	
	繰越し等(c)	△592	1,464	18,051	
合計(a+b+c)	11,041	31,915	32,604		
執行額(百万円)	5,754	9,439	16,770		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	地球温暖化対策計画 第3章第1節2.「『地方公共団体』の基本的役割」、第3章第3節「公的機関における取組」の「○地方公共団体の率先的取組と国による促進」、第4節「地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項」				

測定指標	地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定義務を有する地方公共団体における計画の策定率	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R12年度	○
		-	97.4	99.3	100.0	100.0	100.0	100	
		年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/
	平成28年に閣議決定された地球温暖化対策計画に即した地方公共団体実行計画(事務事業編)の地方公共団体における策定率	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R12年度	×
		-	-	1.6	11.4	22.9	34.2	100	
		年度ごとの目標	/	-	-	-	-	-	/
	地域循環共生圏に取り組む地方公共団体数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R5年度	○
		-	-	-	-	-	87	100	
		年度ごとの目標	/	-	-	-	-	20	/

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) ・区域施策編の策定義務団体の策定率は100%となっているが、今後、平成28年に閣議決定された地球温暖化対策計画を受けて改定を行う地方公共団体もあることから、内容の強化・拡充を図るとともに、その他の地方公共団体の策定率向上を図る。 ・下記施行状況調査によると、事務事業編は67.4%の地方公共団体が同計画に即した策定・改定を実施済み又は行う予定であることから、施策のさらなる推進により目標値の達成が可能と考えられる。 ・下記施行状況調査において、地域循環共生圏の概念に沿った具体的な取組を実施していると回答した自治体数が目標値を達成しているが、取組自治体数においては増加する余地があると思われるため、様々な支援により取組自治体数の更なる向上を図る。
	施策の分析	
	次期目標等への反映の方向性	

学識経験を有する者の知見の活用	公募で選定したモデル地域の地球温暖化対策の検討について学識経験者等から助言を得たり、各種事業で有識者からなる審査会を設け、事業目的を達成する案件採択のための審査基準や案件採択に対する意見等を聴取することにより、事業の適正な執行に活用した。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査結果(令和元年10月1日現在)(環境省)
---------------------------	--

担当部局名	大臣官房 環境計画課	作成責任者名 (※記入は任意)	松田 尚之	政策評価実施時期	令和2年9月
-------	---------------	--------------------	-------	----------	--------

令和元年度実施施策に係る政策評価書

別紙 2

(環境省30-㉞)

施策名	目標8-3 環境パートナーシップの形成				
施策の概要	国民、民間団体、事業者、地方公共団体、国等の、様々な主体による協働取組を通じて、互いに公平な役割分担の下、相互に連携した自主的・積極的取組が行えるよう、各主体間のネットワークを構築し、環境保全のための情報の集積・交換・提供等を行い、環境パートナーシップの形成を促進する。				
達成すべき目標	各主体間のネットワークを構築し、環境保全のための情報の集積・交換・提供等を行い、環境パートナーシップの形成を促進する。				
施策の予算額・執行額等	区分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
	当初予算(a)	268	261	219	249
	補正予算(b)	-	-	-	-
	繰越し等(c)	-	-	-	-
	合計(a+b+c)	268	261	219	
執行額(百万円)	305	272	233		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・第5次環境基本計画「第1部第1・2章、第2部第1章他」(平成30年4月17日閣議決定) ・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律「第3章他」(平成23年6月15日) 				

測定指標	協働取組のモデル事業数(累計)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	△
		-	48	62	70	78	-	-	
		年度ごとの目標値	51	67	75	83	-		
	環境問題の解決に向けた協働取組の推進(相談件数、対話の場作り)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	△
		-	-	-	-	-	2,542	2,725	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	2,725		
	地域循環共生圏形成の創造に資する活動への参加数(参加企業・金融機関数)(累計)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	-
		-	-	-	-	-	-	160	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり
	施策の分析	(判断根拠) 地域の環境課題を解決していくためには、行政等単体での取組には不十分と限界があると考え、多様な主体がそれぞれの役割分担をし、お互い対等な立場で相互に協力し合って活動に取り組む「協働取組」を進める実施者が徐々にではあるが増加している現況にあり、今年度の目標達成には到らなかったが、取組の実施数は増加傾向にあり、今後も増加する事が予想される。
	次期目標等への反映の方向性	

学識経験を有する者の知見の活用	施策を構成する各事業については、毎年度末に外部の有識者を交えた評価委員会を開催し、当該年度の事業の評価及び次年度事業への意見を次年度契約に反映している。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	測定指標にはGEOC(地球環境パートナーシッププラザ)及び全EPO(環境パートナーシップオフィス)の年間の累計件数を使用。
---------------------------	---

担当部局名	大臣官房総合政策課 民間活動支援室	作成責任者名 (※記入は任意)	三木 清香	政策評価実施時期	令和2年9月
-------	----------------------	--------------------	-------	----------	--------

令和元年度実施施策に係る政策評価書

別紙 2

(環境省30-40)

施策名	目標8-4 環境教育・環境学習の推進					
施策の概要	国民、民間団体、事業者、地方公共団体、国等の様々な主体による環境教育・環境保全活動を通して、学校、家庭、地域等において生涯にわたる質の高い環境教育の機会を提供していくため、SDGs達成に貢献する人材を育成するESDの視点を取り入れた環境教育・環境学習に関する各種施策を総合的に推進していく。					
達成すべき目標	様々な主体を対象に、環境教育・環境保全活動への直接的・間接的な参画を促進し、これらの取組の活性化を図ることで、生涯にわたる質の高い環境教育の機会の提供を実現し、持続可能な社会づくりの担い手を育成する。					
施策の予算額・執行額等	区分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	461	429	355	334
		補正予算(b)	-	-	-	
		繰越し等(c)	-	-	-	
		合計(a+b+c)	461	429	355	
執行額(百万円)	385	406	331			
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・第5次環境基本計画（第1部第2章、第2部第1章他） ・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（第3章他） ・我が国における「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するグローバル・アクション・プログラム」実施計画 					

測定指標	基準値	実績値					目標値	達成
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度		
教職員・環境活動リーダー養成研修における教職員等の参加者数	-	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	毎年度	○
	-	186	221	220	515	795	200	
	年度ごとの目標値	150	150	150	200	200		
環境人材コンソーシアムが実施する企業関係者向けセミナーの参加者数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
	-	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	毎年度	×
	-	707	580	117	104	34	150	
年度ごとの目標	500	500	200	150	150			
環境教育推進室HPアクセス数	基準	実績値					目標	達成
	H24年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	毎年度	×
	276,471	337,968	348,718	208,239	200,326	136,301	300,000	
年度ごとの目標	400,000	400,000	400,000	300,000	300,000			
ESD関連フォーラム参加人数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
	-	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	毎年度	○
	-	182	425	1003	1020	2591	1300	
年度ごとの目標	250	500	750	750	1300			
RCE拠点数の増加	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
	-	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	×
	-	146	154	164	168	175	185	
年度ごとの目標	146	156	166	179	178			

評価結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり 目標達成度合いの測定結果 (判断根拠)	<ul style="list-style-type: none"> ・リーダー養成研修における参加者数は目標数を達成している。 ・企業関係者向けセミナーは、平成27、28年度は目標を達成したが、R1年度は新型コロナウイルスの影響によりセミナーの開催を中止したため。 ・HPへのアクセス数は、サーバーの移管業務及びコンテンツの見直しにより、既存の目標値との乖離が生じたため。 ・ESD関連フォーラム参加人数は目標を達成した。 ・RCE拠点数は目標を達成しなかった。
	施策の分析	
	次期目標等への反映の方向性	

学識経験を有する者の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・「持続可能な開発のための10年」円卓会議(平成30年2月) ・「環境教育等推進専門家会議」(平成30年1月～3月)
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局名	大臣官房総合政策課 環境教育推進室	作成責任者名 (※記入は任意)	三木 清香	政策評価実施時期	令和2年9月
-------	-------------------	--------------------	-------	----------	--------